

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人 株式会社日立国際電気 様 いて名 〒101-8980 日本国東京都千代田区外神田四丁目14番1号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 20.09.2011	
出願人又は代理人 の書類記号 21000044W001		今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2011/068753	国際出願日 (日.月.年) 19.08.2011	優先日 (日.月.年) 19.10.2010	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04B1/10(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社日立国際電気			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。 3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。
--

見解書を作成した日 13.09.2011			
名称及びいて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 相澤 祐介 電話番号 03-3581-1101 内線 3576	5W 4683

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-7	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	5	有
	請求項	1-4, 6, 7	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-7	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1：日本国実用新案登録出願 61-191772 号(日本国実用新案登録出願公開 63-097928 号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム(日立電子株式会社) 1988.06.24, 第4-5頁, 図1 (ファミリーなし)
 文献2：JP 63-031318 A (日本圧電気株式会社) 1988.02.10, 第2頁右下欄-第3頁右上欄, 図1 (ファミリーなし)
 文献3：JP 2003-218732 A (株式会社日立国際電気) 2003.07.31, 段落【0004】-【0005】, 図7 (ファミリーなし)
 文献4：JP 2-101825 A (日本電気株式会社) 1990.04.13, 第2頁左下欄, 図3 (ファミリーなし)

請求項1, 2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1又は2より進歩性を有しない。

文献1又は2に記載された「ミクサ回路11」又は「ミキサ回路11」、「整流回路10」又は「検波回路10」は、それぞれ本願発明における「周波数シフト部」、「判定部」に対応する。引用文献1又は2に記載された「BPF8」又は「BPF9」に代えて、LPFを備える構成とすることは当業者が適宜なし得ることである。

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進歩性を有しない。

文献1に記載された発明は、LPF10及びBPF8をトーン信号が通過するか否かを検出するものであるから、フィルタの出力に基づいて周波数を検出し、検出した周波数が所定周波数範囲か否かを判定するといえる。また、トーン信号を整流回路で直流電圧とし、これによりスイッチ回路5を制御するから、フィルタの出力の電力を検出し、検出した電力が所定電力以上であるかどうかを判定するといえる。

文献2も同様である。

よって、請求項3に係る発明は、引用文献1又は2に記載された発明に基づき容易に想到し得ることである。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

あるいは、文献3には、検出した周波数が所定周波数であるときにトーンスケルチ信号ありと判定することが記載されている。文献1又は2に記載された発明の、フィルタの出力の電力を検出し、検出した電力が所定電力以上であるかどうかを判定することに加えて、文献3に記載された発明の、検出した周波数が所定周波数であるときにトーンスケルチ信号ありと判定することを採用することは容易に想到し得ることである。

請求項4に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4より進歩性を有しない。文献4には、特定の信号を検出すると音声信号を通過し、受信電界が無くなったことを検出すると音声信号を断にすることが記載されている。

文献1-4に記載された発明に基づいて、受信待受け状態において、周波数検出部で検出した周波数が第1の所定時間連続して所定周波数範囲内であったときにトーンスケルチ信号有りと判定し、受信状態において、電力検出部で検出した電力が第2の所定時間連続して所定電力値以下となったときにトーンスケルチ信号無しと判定する構成とすることは当業者が容易に想到し得ることである。

請求項6, 7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4より進歩性を有しない。

フィルタの通過帯域をどのような周波数に設定するかは当業者が適宜設計すべき事項である。

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して進歩性を有する。

文献1-4には、第1の受信状態に状態遷移してから第3の所定時間経過後に第2の受信状態に状態遷移することが記載も示唆もされていない。